町田市授産センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市授産センター条例の一部を改正する条例

町田市授産センター条例(昭和56年3月町田市条例第7号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「自立及び社会参加を促進し、並びに就職が困難な者に対し、就労の場を 提供することにより生活の安定及び福祉の向上」を「、自立した日常生活又は社会生 活の実現」に改め、「町田市忠生三丁目6番地22に」を削る。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町田市美術工芸館

位置 町田市忠生三丁目6番地22

第3条第1項中「美術工芸館は」を「センターは、第1条に規定する目的を達成するため」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「美術工芸館」を「センター」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条を削る。

第6条第1項中「第3条第1項の事業」を「センター」に、「第10条」を「第8 条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10 条とする。

第13条第1項中「第11条各号」を「第9条」に、「き損」を「毀損」に、「その他の」を「その他」に改め、同条を第11条とする。

第14条第3号中「第12条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条を第12 条とし、第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にされたセンターの管理業務を行わせる者を選定する手続は、この条例による改正後の町田市授産センター条例の規定によりなされたものと みなす。

改正後

改正前

(設置)

第1条 障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図るため、町田市授産センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町田市美術工芸館 位置 町田市忠生三丁目6番地22

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を 達成するため、法第5条第7項に規定する生 活介護及び同条第14項に規定する就労継続 支援に関する事業を行う。

(利用対象者)

第4条 <u>センター</u>を利用できる者は、法第22 条第8項の規定により障害福祉サービス受給 者証の交付を受けた者とする。 (設置)

第1条 障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより自立及び社会参加を促進し、並びに就職が困難な者に対し、就労の場を提供することにより生活の安定及び福祉の向上を図るため、町田市授産センター(以下「センター」という。)を町田市忠生三丁目6番地22に設置する。

(施設)

- 第2条 センターは、次に掲げる施設をもって 構成する。
 - (1) 町田市美術工芸館 法第5条第7項 に規定する生活介護及び同条第14項に規 定する就労継続支援を行う事業所(以下「美 術工芸館」という。)
 - (2) 町田市授産場 社会福祉法(昭和2 6年法律第45号)第2条第2項第7号に 規定する授産施設(以下「授産場」という。) (事業)
- 第3条 <u>美術工芸館は</u>、法第5条第7項に規定 する生活介護及び同条第14項に規定する就 労継続支援に関する事業を行う。
- 2 授産場は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 仕事の提供に関すること。
 - (2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(利用対象者)

- 第4条 <u>美術工芸館</u>を利用できる者は、法第2 2条第8項の規定により障害福祉サービス受 給者証の交付を受けた者とする。
- 2 授産場を利用できる者は、就職の困難な者 で、次の各号のいずれかに該当するものとす る。

改正後	改正前
	(1) 60歳以上の者
	(2) 生活保護法(昭和25年法律第14
	4号)第6条第1項に規定する被保護者
	(3) 生計の困難な者
	(4) 心身に障がいのある者で、作業をす
	 ることができるもの
	_(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適
	当と認めた者
	3 前項の規定に該当する者は、東京都内に住
	所を有し、住所地からおおむね1時間以内で
	通所できるものでなければならない。
	(利用の手続等)
	第5条 授産場を利用しようとする者は、市長
	に申請し、その承認を受けなければならない。
	2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると
	きは、前項の承認(以下「利用承認」という。)
	<u>を与えないことができる。</u>
	_(1) 利用承認を受けた者の総数が授産場
	<u>の利用定員に達しているとき。</u>
	(2) 入院治療を要すると認めたとき。
	(3) 前2号に掲げるもののほか、授産場
	の管理上支障があると認めたとき。
(利用料金)	(利用料金)
<u>第5条</u> センターを利用する者は、法第29条	第6条 第3条第1項の事業を利用する者は、
第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定め	法第29条第3項第1号に規定する厚生労働
る基準により算定した費用の額及び同条第1	大臣が定める基準により算定した費用の額及び日名第1項に担党する株式費用の額の合意
項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利 用料金」という。) を、第8条に規定する指	び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、 <u>第10</u>
定管理者に支払わなければならない。	では、「利用料金」という。」を、 <u>第10</u> 条に規定する指定管理者に支払わなければな
AC B AT B IC A 10447 (\$ 17 4 01 \$ (\$ 5) (\$ (\$ 6)	<u>未</u> に然足する相足自生者に又知りなりなりない。
2 略	2 略
(休業日)	(休業日)
第6条略	第7条 略
(開館時間)	
第7条略	第8条 略
<u> </u>	<u> </u>
	(小儿用制)以守儿

改正後

(指定管理者による管理)

第8条 略

(指定管理者が行う業務)

第9条 略

(指定管理者の指定等)

第10条 略

(個人情報の保護)

第11条 指定管理者は、第9条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止<u>その他</u>個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第12条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) (2) 略
 - (3) <u>第10条第3項</u>に規定する基準を満 たさなくなったとき。
 - (4) 略

(損害賠償)

第9条 市長は、授産場を利用している者が次 の各号のいずれかに該当するときは、利用承 認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは 利用の停止を命ずることができる。

改正前

- <u>(1)</u> 第4条第2項各号のいずれかに該当 しなくなったとき。
- (2) 第4条第3項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 第5条第2項第2号又は第3号の規 定に該当したとき。

(指定管理者による管理)

第10条 略

(指定管理者が行う業務)

<u>第11条</u> 略

(指定管理者の指定等)

第12条 略

(個人情報の保護)

第13条 指定管理者は、第11条各号に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第14条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) (2) 略
 - (3) <u>第12条第3項</u>に規定する基準を満 たさなくなったとき。
 - (4) 略

(損害賠償)

町田市授産センター条例新旧対照表

改正後	改正前
第13条 略	第15条 略
(委任)	(委任)
<u>第14条</u> 略	<u>第16条</u> 略